

物品購入等契約に関する取引停止等の取扱い規程

制定年月日：平成19年12月1日
最終改訂年月日：平成22年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人順正学園（以下「本学園」という。）における建設工事並びに物品購入、貸借、請負その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「取引停止」とは、購入等契約に係る業者取引の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 購入等契約に関わる業者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの規程の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

(見積書の取消し)

第4条 見積書の提出を依頼した後に取引停止となった業者については、見積書の提出の依頼を取消すものとする。

2 すでに見積書が提出され見積書開封等に至っていない場合は、受理しないものとする。

(取引停止措置等の通知)

第5条 第3条第1項の規程による取引停止及び第4条の規程による取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第6条 取引停止期間中の業者が本学園における購入等契約に関して、全部又は一部の下請をすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合はこの限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第7条 取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告あるいは注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

(別表) 取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 購入等契約に係る手続きにおいて、提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から、1ヶ月以上12ヶ月以内
(独占禁止法違反行為) 2 本学園との契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から、3ヶ月以上9ヶ月以内
3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から、1ヶ月以上9ヶ月以内
(取引の妨害又は談合) 4 業者である個人又は業者である法人の代表役員等、一般役員等又は使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する談合又は公正な取引の妨害容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から、1ヶ月以上12ヶ月以内
(不正又は不誠実な行為) 5 全各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、購入等契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から、1ヶ月以上9ヶ月以内
6 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から、1ヶ月以上9ヶ月以内